

◎検討組織等の開催状況等について

1 検討組織等の開催状況

（平成 29 年 9 月 12 日開催 中学校完全給食推進本部【第 5 回】以降）

開催日	会議名称
平成 29 年 9 月 15 日	教育委員会 9 月定例会
平成 29 年 9 月 29 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会
平成 29 年 10 月 13 日	中学校完全給食推進連絡協議会【第 1 回】
平成 29 年 10 月 15 日	教育委員会 10 月定例会
平成 29 年 10 月 17 日	企画調整会議 ・用地を旧平作小学校とする方針を決定
平成 29 年 11 月 1 日	中学校完全給食推進本部専門部会【第 1 回】
平成 29 年 11 月 16 日	府中市立学校給食センター視察
平成 29 年 11 月 17 日	教育委員会 11 月定例会
平成 29 年 12 月 8 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会
平成 29 年 12 月 15 日	教育委員会 12 月定例会

2 各検討組織等における質問・意見等

* 質問や意見の末尾にどの会議等で出た意見かを【 】の略称で表記しています。

【特】 中学校完全給食実施等検討特別委員会

【連】 中学校完全給食推進連絡協議会

【教】 教育委員会定例会

【専】 中学校完全給食推進本部専門部会

(1) 事業手法

ア 補助金

① 補助を受けようとする際の足かせになってしまう場合、導入可能性調査の結果に縛られず、事業手法を柔軟に選択する余地はあるか。【専】

⇒ 財政面での優位性を検討する中で、最も効果が高いものを選択するという意味で、柔軟な対応はできると考えている。

② 文部科学省と防衛省のどちらの補助金を選択するかを決めるタイミングは。【特】

⇒ 防衛省の補助を受けられるかはまだ分からないが、今年度中に見通しを確認し、事業手法や基本計画と併せて決めていく必要がある。

イ スケジュール

① 事業手法はいつまでに決定する予定か。【教】

⇒ 最終的に決定するのは導入可能性調査の最終報告の後になると考えている。

② 入札不調などがあると、給食実施に向けたスケジュールに大きく影響してしまうので、注意して進めてほしい。【特】

③ 平成 33 年 4 月から中学校給食を開始できないのか。【特】

⇒ ニーズが高い事業と認識しているが、計画的に安全にできる範囲で進めていきたい。その中でなるべく早く進めたいとは考えている。

④ PFI の場合、事業者選定のプロポーザルを行う時点で事業費予算の確保が必要となるので、平成 30 年度に事業者募集を行うのであれば、平成 30 年度予算に債務負担行為での予算確保が必要となる。全体のスケジュールの想定は。【専】

⇒導入可能性調査の結果を踏まえて事業手法を決定した後、平成 30 年度にアドバイザー業務の事業者選定に入り、平成 30 年度中に債務負担行為を行いたい。現段階では事業規模が確定しておらず当初予算での要求は難しいため、補正予算による予算の確保を想定している。

ウ 事業者アンケート等

①導入可能性調査の企業向けアンケートで回答があった 27 社のうち、地元事業者は何社か。【特】

⇒6 社である。

②地元事業者のうち、運営を担える事業者は何社か。【特】

⇒1 社である。

③DBO が取り組みやすいという地元事業者はどの分野の事業者か。【特】

⇒地元事業者からは全体的に PFI よりは DBO の方が取り組みやすいという意見があった。

④DBO 方式の代表企業とはどのようなものか。【特】

⇒PFI 方式と同様に企業の共同体の代表である。

⑤DBO 方式及び PFI (BT0) 方式において代表企業として参画する希望がある企業の市内・市外の割合はどうか。【特】

⇒DBO 方式は市内 1 社：市外 3 社、PFI (BT0) 方式は市内 0 社：市外 4 社

⑥VFM・地元事業者の参入機会の両面で、DBO に優位性があると捉えた。【特】

⑦PFI には様々な方式があると思うが、BT0 の優位性は。【特】

⇒所有権が当初から市にあるため、補助金を受ける際に優位となる。

エ 運営事業者

①運営事業者に問題がある場合（一定以上の異物混入や食中毒の発生）、契約期間途中であっても、初期整備費が支払い済みであれば、契約解除できるといったことはあるか。【特】

⇒事業者選定時に要求水準書にどのように組み込めるかということになると思う。総務部と協議しながら検討する。

- ②栄養士と調理員の意思の疎通は担保されるか。【特】
⇒民間事業者に委託しても、事前の打ち合わせから事後のやりとりまでしっかりと行えると考えている。
- ③急な食数の変更などの連絡もしつかりとれるのか。【特】
⇒学校→栄養士→事業者（管理責任者）→調理員の連絡ルートとなると考えている。
- ④異物混入などの突発的な問題について、迅速な連絡ができるのか。【特】
⇒センターには市職員の責任者が常駐する。センターで市職員と民間事業者（管理責任者）が直接連絡をとる。指揮命令系統は確保できる。

オ その他

- ①建築単価の実勢価格と発注積算とのかい離についてどのように考えるか。【特】
⇒非常に難しい問題であるが、教育委員会だけでなく、庁内各課、コンサルタント事業者等から情報収集をしつかりと行い、検討する。

（２）基本計画

ア 施設

- ①中学校では人間関係の負担、ダイエットなどの理由で摂食を控えるなど、小学校では見えてこなかった複雑な問題が顕在化してくると思うので、給食センターにはアレルギーの相談だけでなく、食に関わる心の問題なども相談できる場所が必要になってくるかもしれない。【連】
- ②1 献立ではなく、2 献立にした際のメリットは。【専】
⇒設置する機器類の規模を小さくすることが可能となり、設備に係る費用を抑えられると考えられる。また、食数が少ない方が1度に必要とする食材量を減らすことができ、食材調達も行きやすくなる。
- ③食数減、災害対応についての市のスタンスは。【特】
⇒食数は平成33年度の生徒数・教職員数分を作れる規模で考えている。将来的な食数減の対応について、基本計画にどこまで盛り込めるか検討することになる。災害時の対応は、施設規模、

費用に影響する。市民安全部と調整し、どのような機能を持たせるのかを検討する。

- ④15年先に食数が減った場合、中学校以外にも給食を提供するのか、現時点から展望を持っていないと、将来的に過剰施設になってしまうので、食数減を踏まえた検討が必要ではないか。【特】
⇒高齢者施設や保育園に提供する事例もあるので検討する。
- ⑤給食センターについて長期的展望はあるか。【特】
⇒老朽化した小学校の給食室を廃止して、センター方式に切り替えていく、民間事業者の事業に供することなども検討に入ってくる可能性はあると考えている。
- ⑥広い会議室を作っても、ほとんど使用されていないケースが見受けられるので、必要最小限にすべきである。【特】
⇒過剰な投資にならないように慎重に検討する。

イ 備品

(ア) 食器

- ①食器について、現在小学校で使っているPEN食器が良いと思う。見た目は食欲に対して重要である。手触りも少しざらつきがあり、小さな子どもにとっても持ちやすい。割れる素材だと割れた時の指導が必要となる。忙しい中学校現場での時間に関する影響も考慮すべきと感じる。【連】

(イ) トレイ

- ①ランチルームがある小学校で、トレイを使用している。トレイでは主食、主菜の位置、箸の向きや牛乳の位置が決まっており、5・6年生になると問題なく配膳できている。【連】
- ②トレイについてはどのように考えているか。小学校では使用していないと思うが。【特】
⇒トレイを使う場合は、1人1人が自分の分を受け取って自席に運ぶため、非常に効率的で安全である。中学校は給食時間の確保が厳しいことも踏まえて検討する。
- ③学校ではトレイを使っていく方向か。【特】
⇒中学校の意見も聞きながら検討する。

(ウ) 配膳台

- ①市内の中学校の教室に配膳台を置くのは、スペースの問題から厳しい学校もあると思う。配膳台も含め配膳時の動線も念頭に置くべきではないか。【連】

ウ 災害時の対応

- ①災害時に、職員が給食センターに来られなければ、対応できないのでは。【特】
⇒市の職員を派遣する方法、委託であれば民間事業者が対応する方法などがあると考えている。
- ②地域住民に機材を貸し出すことも検討しているか。【特】
⇒他の自治体では移動式のガス回転釜や燃料を備えているケースもある。どこまでの機能を持たせるか検討する。
- ③炊飯について、運用面と災害時のどちらを優先して検討していくのか。【特】
⇒災害時対応については、市としての考えとなるため、市民安全部と協議しながら、財政面も考慮して検討していくことになると考えている。
- ④災害時対応について、食材調達が困難ではないか。【特】
⇒米の備蓄が中心になると現時点では考えている。
- ⑤災害時の食材調達も含めて検討する必要がある。事業者と災害協定を結ぶといった準備も必要と思われる。【特】
⇒市の災害対応に対する考えを踏まえ、どの程度給食センターに盛り込むか、市民安全部と協議しながら検討する。

エ 学校運営

(ア) 食物アレルギー

- ①現在小学校では、保護者が弁当を持たせる場合もあるのか。【連】
⇒現在小学校では、学校ごとにできること、できないことがある。対応できない場合には、弁当やおかず一品などを持参していただく場合がある。
- ②中学校で弁当から給食へ切り替わることで、食物アレルギーを有する子どもと保護者は不安を感じると思うので、小学校の給食と中学校のセンター方式で食物アレルギーを有する子

どもの引き継ぎをきちんと行う必要があると思う。【連】
⇒センター方式のため、ある程度統一した対応をしていくことになる。その中で、個々の状況にどれだけ対応できるかがポイントとなる。

③養護教諭部会からも食物アレルギーの事故防止という観点から各校に専門的な職員の配置をお願いしている。【連】

(イ) 給食指導

①他自治体では給食をすべて食べきりよう指導を行って問題となった例もあるが、本市の小学校ではどのような指導がなされているのか。【連】

⇒給食時間マニュアルに基づいて1食分の基準量を目安に盛り付け、自分の体にはこのくらいの食事が必要であると把握した上で、食べきりよう指導するのが基本である。ただし、体格差や偏食、苦手な食べ物がある児童もいるので、6年生までに食べられるようになることを一つの目標とし、苦手なものも少しずつ、無理はさせずに徐々に食べられるような指導をしている。

②センター方式の場合、担任が、生徒の苦手なもの、食べられないものについての指導も行うのか。【連】

⇒小学校の教員も給食時間マニュアルや給食指導について、夏季研修会を受講している。また、新規採用教員には、校内研修で栄養教諭や学校栄養職員が指導するなどしている。小学校で6年間指導をした上で、中学校へ進学するので、中学校の現場ではそこまで苦勞しないのではないかと思う。

③栄養教諭や学校栄養職員を効果的に配置するとはどういう想定か。【連】

⇒小学校では1人が2校を兼務している。中学校でも専門的な職員の配置が望ましいと考えており、全校に配置できることが望ましいが、それが難しい可能性もある。最大限に効果を発揮できる体制を整備していきたいという意味で、1人が何校かを兼務する体制が良いのか、センターに集約させた中でそれぞれ職員が集中的に対応していく体制が良いのかなどを検討していく。

④センター方式に決定したことで、学校が行うべき新たな業務、

役割分担などの想定を提示していただくと現場もより具体的に考えることができると思う。【連】

- ⑤栄養教諭の配置について、センター方式の場合は中学校に配置しないで、センターに集中的に配置して市全体を指導監督するという方法も取れるのではないか。【特】

⇒配置は県の基準に基づいて配置されることになる。それほど多くは配置されないので、チームで全校をみるのが一般的だが、連絡協議会において食育の観点から全校配置が望ましいという意見が出されていた。

オ 環境への配慮

- ①環境への配慮について、基本計画の検討項目の一つに入れた方がよい。【専】

- ②調理ごみは、下処理段階、調理段階、残さ等で内容が異なるため、リサイクルする際分別しておいた方が費用面で有利となる。【専】

- ③ごみのたい肥化の状況は。【専】

⇒食品リサイクルに関しては、たい肥化よりも飼料化が主流となっている。たい肥は引き取り手がないという課題がある。

- ④現在小学校給食の調理ごみは全て燃せるごみとして排出している。中学校給食の分と併せて処理方法の検討が必要だと考えている。【専】

- ⑤ごみを減容化する場合、減容化の施設から臭気が発生するので、慎重に検討した方がよい。【専】

- ⑥農家はたい肥を購入して使っている現状があるので、たい肥のニーズがないということはないと認識している。【特】

⇒リサイクルには給食センターで行う方法、民間の施設で行う方法があるが、費用がかかることであるため、関係課とも調整しながら検討する。

- ⑦ごみについても地産地消の観点を持って検討してほしい。地域内での資源循環は食育にもつながってくる。コストがそれほどかからないのであれば、理想的ではないか。【特】

⇒循環型社会と食育とを結び付けていくのも有効な方法であると思うので、しっかりと検討する。

- ⑧生ごみの処理について市の観点は。【特】

⇒環境への配慮や臭いに関係するごみの処理も重要と捉えており、

所管課と協議しながら検討する。

- ⑨環境教育の観点からも、調理ごみのリサイクルは重要である。【特】
⇒リサイクルも含めて検討する。

カ その他

- ①安全・安心を掲げない自治体等はないと思うが、実際は守り切るのが難しいのではないか。万全を期しても 100 点は難しいと思うので心配である。【連】
- ②異物混入等の発生時の対応については明確になっていた方が良いと思うので、基本計画へ盛り込んでもよいのではと思う。【連】
- ③異物混入の発生時について、計画の検討項目に入れる必要があるのではないか。【特】
⇒センターの基本計画とするのか、業務マニュアルで対応するのかを精査して検討する。

(3) 用地

ア 周辺環境

- ①建築基準法第 48 条ただし書の許可に係る公聴会は、設計決定後、建設に入る前に開催するものなので、それよりも早い時期から地域住民に説明していくなど、理解を得られるよう方策を取った上で公聴会に臨むよう考えるべきである。【専】
- ②公聴会や住民説明会に際し、具体的な臭気対策について、専門的な知見から検討しておく必要があると思う。【専】
- ③旧平作小学校は敷地が 2 種類の用途地域に分かれており、久里浜田浦線側が第 1 種住居地域で、残りの部分が第 1 種中高層住居専用地域である。第 1 種住居地域側に建物を建てた方が許可を得やすくなるなどの影響はあるか。【専】
⇒敷地の過半が第 1 種中高層住居専用地域であるため、特段の影響はないと思われる。近隣の住環境にいかに関与を及ぼさないかということが大切である。
- ④給食センターの整備に伴い周辺道路の道路事情も変化するのか。【特】
⇒警察等とも協議し、最も安全で効率的な車の動かし方を検討する。

イ 既存建物の解体

- ① 建築年から推察すると、旧平作小学校ではアスベストが使用されていたと考えた方がよい。【教】
⇒解体に先立ち分析調査を行うことになる。所管課と協議ししっかりと対応していきたい。
- ② 既存校舎のアスベストの関係は、9町内会にも知らせているか。【特】
⇒知らせている。

ウ 整備内容

- ① 旧平作小学校の用地のうち給食センターで使用する範囲は。【特】
⇒用地全体を給食センターの事業用地として考えている。
- ② 残った土地の使い道は、今後市で検討していくのか。【特】
⇒公有未利用地等利用検討プロジェクト会議では、現時点では、15,000 m²全体を給食センター事業用地として考えた方がよいとの意見であった。今後、地域の意見なども含め慎重に検討する。
- ③ 給食センターの会議室等の諸室や災害対応については、地域住民への対応も含めてトータルで考えていく必要があると思う。【特】
⇒センターの建物・用地にどのような機能を持たせるかは、地域住民の意見等も踏まえて慎重に検討する。
- ④ 財政面のことも考えなければならない一方で、地元の意見も無視できないと思うので、慎重に検討してほしい。【特】

(4) その他

ア 昇降機

- ① 配送先中学校の整備は文部科学省等の補助金の対象外か。【特】
⇒昇降機は種類によるが、荷受室は対象外である。
- ② バリアフリー化として補助の対象となる可能性はあるか。【特】
⇒給食とは別の視点での補助として、エレベーターが対象となる可能性はあるが、可否については精査できていない。
- ③ 中学校側では、給食だけでなく、車いすの生徒への対応などを考えれば、小荷物専用昇降機よりもエレベーターという要望は出てくると思う。財政上厳しいかもしれないが、十分に配慮して検討してほしい。【特】
⇒学校側の要望としてはすでに出されている。エレベーターと小

荷物専用昇降機とでは費用面で大きな違いがあるため、市の財政状況を確認しながら検討する。

④急な提供食数の増減にどのように対応するのか。【特】

⇒減の場合（例：学級閉鎖など）、間に合うものは発注を止める、間に合わないものは調理しないが支払いはする、といった方法を現在、小学校でも行っている。給食センターでも同様になると考えている。

3 府中市立学校給食センター視察について

(1) 視察概要

ア 視察日	平成 29 年 11 月 16 日（木）
イ 参加者	教育委員、教育委員会事務局ほか関連部局職員
ウ 視察内容	・施設見学（屋内外、見学通路、展示パネル等） ・施設紹介ビデオ視聴 ・試食、質疑応答
エ 視察場所	府中市立学校給食センター

(2) 施設概要

ア 所在地	東京都府中市朝日町 3 丁目 13 番地
イ 敷地面積	13,000.07 m ²
ウ 用途地域	市街化調整区域及び準工業地域
エ 建設面積	7,392.35 m ² （鉄骨造、地上 3 階建）
オ 延床面積	14,305.29 m ²
カ 調理能力	22,000 食（小学校 22 校、中学校 11 校）
キ 開設	平成 29 年 9 月 1 日